

嘉手納基地へのF－22Aラプター戦闘機の暫定配備に対する抗議 決議

沖縄防衛局長は定例記者会見で、米空軍のF－22戦闘機12機が嘉手納基地へ約6カ月間暫定配備されることを明らかにし、7月31日までに全12機が配備された。

本町議会は、外来機の配備は、基地機能強化につながることから、配備に対し中止の要請、抗議決議を行ってきたが、度重なる配備計画は常駐化であるといつても過言ではない。

F－22戦闘機は、平成21年3月25日に米本国で訓練飛行中に墜落事故を起こしており、墜落の不安も懸念される。その後の調査で、操縦士らが低酸素症とみられる症状が相次いだため、長距離飛行訓練を中断していた。米国防総省は「安全性が確保されたため」と強調している一方で、「不具合の防止策は完了してない」とも述べており、飛行制限完全撤廃前の試験的配備は、墜落への不安や恐怖は避けられず、基地周辺住民は強い憤りを覚えている。

近年の嘉手納基地の状況は、外来機の飛来による騒音被害が増加し、米軍再編協議における負担軽減とは程遠い状況にある。基地周辺住民は、日常的に航空機騒音被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしており、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関にたいし、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 F－22A戦闘機の暫定配備を中止すること。
- 2 外来機の飛来状況及び配備計画を速やかに公表すること。
- 3 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化をしないこと。
- 4 騒音防止協定を遵守すること。

以上、決議する。

平成24年8月7日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官

嘉手納基地への F – 22 A ラプター 戦闘機の暫定配備に対する意見書

沖縄防衛局長は定例記者会見で、米空軍の F – 22 戦闘機 12 機が嘉手納基地へ約 6 カ月間暫定配備されることを明らかにし、7 月 31 日までに全 12 機が配備された。

本町議会は、外来機の配備は、基地機能強化につながることから、配備に対し中止の要請、抗議決議を行ってきたが、度重なる配備計画は常駐化であるといつても過言ではない。

F – 22 戦闘機は、平成 21 年 3 月 25 日に米本国で訓練飛行中に墜落事故を起こしており、墜落の不安も懸念される。その後の調査で、操縦士らが低酸素症とみられる症状が相次いだため、長距離飛行訓練を中断していた。米国防総省は「安全性が確保されたため」と強調している一方で、「不具合の防止策は完了してない」とも述べており、飛行制限完全撤廃前の試験的配備は、墜落への不安や恐怖は避けられず、基地周辺住民は強い憤りを覚えている。

近年の嘉手納基地の状況は、外来機の飛来による騒音被害が増加し、米軍再編協議における負担軽減とは程遠い状況にある。基地周辺住民は、日 常的に航空機騒音被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしており、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関にたいし、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 F – 22 A 戦闘機の暫定配備を中止すること。
- 2 外来機の飛来状況及び配備計画を速やかに公表すること。
- 3 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化をしないこと。
- 4 騒音防止協定を遵守すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 8 月 7 日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長